

第4回教育委員会臨時会議事要録

詳細—教育部庶務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称		教育委員会第4回臨時会
事務局（担当課）		教育部庶務課
開催日時		平成31年4月24日 午前9時半
開催場所		教育委員会室
出席者	委員	三田 一則（教育長）、樋口 郁代（教育長職務代理者）、白倉 章、 藤原 孝子、北川 英恵
	その他	教育部長、庶務課長、学務課長、放課後対策課長、学校施設課長、指導 課長、統括指導主事2名、指導主事
	事務局	庶務課庶務グループ係長、庶務課庶務グループ係主事
公開の可否		一部公開 傍聴人 1人
非公開・一部公開 の場合はその理由		報告事項第6、7号は人事案件のため非公開とする。
会議次第	第19号議案	豊島区立学校設置条例の一部を改正する条例の立案 請求について（庶務課）
	第20号議案	豊島区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基 準に関する条例の一部を改正する条例の立案請求 について（放課後対策課）
	第21号議案	豊島区立学校衛生委員会の委員等の選任について （指導課）
	第22号議案	幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部 を改正する規則（指導課）
	協議事項第1号	豊島区立学校教科用図書採択について（指導課）
	協議事項第2号	豊島区図書館経営協議会委員の推薦について（図 書館課）
	報告事項第1号	平成31年度豊島区立図書館予算概要について（図 書館課）
	報告事項第2号	豊島区立千早図書館の空調設備入れ替えに伴う 休館について（図書館課）
	報告事項第3号	豊島区立巣鴨北中学校新校舎竣工の概要等につい て（学校施設課）
	報告事項第4号	平成31年4月1日現在子どもステップ [®] の状況について （放課後対策課）
	報告事項第5号	全国学力・学習状況調査等について（指導課）
	報告事項第6号	臨時職員（幼稚園指導員）の任免について（学務課）
	報告事項第7号	臨時職員（教育支援員）の任免について（教育セン ター）

事務局)

本日、委員の皆様、全員おそろいでございます。傍聴希望者が1名ございます。どうぞ宜しく願いいたします。

三田教育長)

教育委員の皆さん、おはようございます。只今から第4回教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の署名委員を申し上げます。白倉委員、樋口委員。どうぞ宜しく願い申し上げます。

傍聴者1名について、承認して宜しいですか。

(委員全員了承)

三田教育長)

どうぞ、傍聴者を入室させてください。

<傍聴者入場>

(1) 協議事項第2号 豊島区図書館経営協議会委員の推薦について

三田教育長)

中央図書館長がお見えですので、2件一括して、報告と審議を行いたいと思います。

まず、協議事項の第2号、豊島区図書館経営協議会委員の推薦について、報告事項第1号、平成31年度豊島区立図書館予算概要について、2件一括でお願いいたします。

図書館課長、どうぞ。

<図書館課長 資料説明>

三田教育長)

まず、協議事項の方について、話を進めていきたいと思います。

樋口委員がこれまで委員を勤められていたので、実際にどのような活動だったかをお話いただいて、協議したいと思います。

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

平成29、30年度と代表させていただきました。本当にお世話になりまして、ありがとうございました。

この協議会につきましては、学識経験者を初め、区民の方もおいでになっており、学校の図書館というよりも、むしろ、区民の方の区内の図書館に対する思いや、今後のお考えなど、そうしたものをじかに聞きするものでした。私どもは教育委員会として、また、学校長代表は学校図書館の活用の仕方等々、多方面からお話を承りながら、私自身も勉強させていただいた次第でございます。

思ったよりも、区民の方々、熱心に利用されている現状もわかりましたし、様々なご工夫をなさっていることも事務局の方々のお話からわかりました。そうしたことを、2年間務めさせていただきましたので、是非、今回は北川委員にバトンタッチをさせていただき

たらいかがかなと思っている次第でございます。

三田教育長)

今、具体的な名前がございました。

北川委員、宜しいですか。どうぞ。

北川委員)

ご推薦いただきましてありがとうございます。

樋口委員の後で、どのような形でご協力出来るかわかりませんが、お引き受けさせていただきます。

三田教育長)

北川委員、お引き受けいただけるということなので、この場で決定をしたということでお伝えしますので、宜しくお願いいたします。

この件はこれで終了したいと思います。

(委員全員異議なし 協議事項第2号了承)

(2) 報告事項第1号 平成31年度豊島区立図書館予算概要について

三田教育長)

引き続きまして、報告事項第1号図書館の予算概要についてお願いいたします。

図書館課長、どうぞ。

<図書館課長 資料説明>

三田教育長)

報告が終わりましたが、何かご質問等ございますか。宜しいですか。

私から、感謝申し上げたいと思います。5番の企画事業関係経費の「ぶらり雑司が谷の増刷終了」についてですが、こちらは、区内の文学史を通し、地域を紹介するというものであり、著者である伊藤榮洪先生の最後の遺稿作になったものであります。近年、雑司が谷が日本未来遺産の称号を与えられ、鬼子母神堂は重要文化財に指定されるなど、雑司が谷にブームが巻き起こっておりますし、今年度9月には、日本ユネスコ協会が目白小学校で全国大会の総会を行う予定があります。こうした一連の流れを作ってくれたのがこの出版企画だったように感じ、このような機運を盛り上げていただいた出版及びこの事業の取り組みについて、感謝を申し上げたいと思います。

(委員全員異議なし 報告事項第1号了承)

(3) 報告事項第2号 豊島区立千早図書館予算概要の空調設備入れ替えに伴う休館について

三田教育長)

報告事項の第2号、豊島区立千早図書館の空調設備入れ替えに伴う休館についてです。

図書館課長、どうぞ。

<図書館課長 資料説明>

三田教育長)

近隣の小中学校、幼稚園等、保育園等にも周知をしているとのことでした。

どうぞ、北川委員。

北川委員)

千早図書館の休館に関して、期間中に一般の貸し出しは行わないということですが、例えば、学校等で行っている団体貸出、図書ネット便などは通常通り行っていただけるのでしょうか。

三田教育長)

図書館課長、どうぞ。

図書館課長)

団体貸出についても、1カ月弱のお休みさせていただきます。ただし、4月期のすぐには動けるよう対応したいと考えておりますので、その旨を、千早図書館が担当する施設である小学校3校、中学校1校にご相談させていただき、支障のないように進めたいというふうに思っております。

三田教育長)

宜しいですか。

この件はこれで終了にしたいと思います。図書館長ありがとうございました。

(委員全員異議なし 報告事項第2号了承)

(4) 第19号議案 豊島区立学校設置条例の一部を改正する条例の立案請求について

(5) 報告事項第3号 豊島区立巢鴨北中学校新校舎竣工の概要等について

三田教育長)

それでは、第19号議案、豊島区立学校設置条例の一部を改正する条例の立案請求について、そして、報告事項第3号、豊島区立巢鴨北中学校新校舎竣工の概要等について、一括審議いたします。

庶務課長、どうぞ。

<庶務課長、学校施設課長 資料説明>

三田教育長)

報告が終わりました。

位置変更条例の提案について、立案請求をしたいと思いますので、決定をしたいと思います。現在の仮校舎から本校舎の方に移るという設置条例を提案するということでございます。

これらについて意見を一言ずつ、今の学校の改築状況も踏まえながら、ご意見を頂戴出来ればと思いますが、いかがでしょうか。

白倉委員、どうですか。

白倉委員)

位置は、昔の位置に戻るのですか。

三田教育長)

そういうことでございます。

白倉委員)

わかりました。新しい校舎が出来るのを楽しみにしています。

三田教育長)

他にいかがでしょうか。

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

この条例は令和元年8月27日からということですので、この27日は、開校のこの日と合っているということで宜しいですか。

三田教育長)

庶務課長、どうぞ。

庶務課長)

その通りでございます。その日付となりますので、宜しくお願いいたします。

三田教育長)

この日から位置変更となる旨を事前に各公共施設等に伝えておくことも、行政としては大事な使命になります。議会において、しっかりと、条例の変更として決定してまいります。

どうぞ、藤原委員。

藤原委員)

住所変更に伴い、電話番号の変更はありますか。

三田教育長)

学校施設課長、どうぞ。

学校施設課長)

電話番号につきましては、局内の番号は変わりませんので、番号は変わらないということになります。

三田教育長)

他にありますか。

巢鴨北中学校の特徴としては、学習情報センター、れんが通りが引き続きバージョンアップして建設される道、それから、いわゆる集会室、多目的室等の使い方、他にもプールを屋上に上げるなど、新しい試みがある点です。

私どもも何度か視察をしておりますが、夏に向けて着々と工事が進んでおります。最後までしっかりと、工事に手拔かりがないよう対応してまいりたいと思います。

(委員全員異議なし 第19号議案了承)

(委員全員異議なし 報告事項第3号了承)

(6) 第20号議案 豊島区放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について

三田教育長)

続きまして、議案の第20号議案、豊島区放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準に関する条例の一部を改正する条例の、これも立案請求でございます。

放課後対策課長、どうぞ。

<放課後対策課長 資料説明>

三田教育長)

質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。

この経過措置の5年間というのは、ちょうど教育委員会に所管が子ども課から移ってきたということと重なっております。趣旨としては、今、放課後対策課長が説明してくれた通りでございます。

では、この件終了いたしたいと思います。

(委員全員異議なし 第20号議案了承)

(7) 第22号議案 幼稚園教職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三田教育長)

続きまして、第22号、幼稚園教職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を議案として提出ということでございますので、これについてお願いします。

指導課長、どうぞ。

<指導課長 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりました。前の議案と同様に、元号の変更に伴う提出案件でございます。

よろしければ、これについては決定するものいたします。

(委員全員異議なし 第22号議案了承)

三田教育長)

なお、豊島区議会第2回定例会では、区長部局にも関係条例があるため、総務課の一括変更の提案の中に位置づけさせていただくということで進めさせていただきます。

では、この件、終了いたします。

(8) 第21号議案 豊島区立学校衛生委員会の委員等の選任について

三田教育長)

第21号議案、豊島区立学校衛生委員会の委員等の選任について、お願いいたします。

指導課長、どうぞ。

<指導課長 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりました。

これらについて、何かご質問等、意見等ございましたらお願いをしたいと思います。

白倉委員、どうぞ。

白倉委員)

この衛生委員会というのは、昨年度は年に何回ぐらい開催されましたか。

三田教育長)

昨年の活動実績について質問がございましたけども、いかがですか。

指導課長、どうぞ。

指導課長)

大変申しわけございません。今、委員の方からご質問いただいた件について、即答が今出来ない状況でございます。今、早急に確認をいたしまして、報告したいと思います。

三田教育長)

衛生委員会の報告については、協議委員会でなされておりました、内容としては、各学校の先生方の休憩場所や、OA機器を使うようになり検査をやっていることなどと理解しております。

このような活動がきちんと取り行われておりますが、今回は指導課長が変わったばかりですので、わかり次第ご報告させていただきます。

他にありますか。

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

働き方改革の視点からしても、衛生管理に関わることというのは、大変重要であろうと思います。

例えば、私の経験からしますと、給食室などは必ず視察いたしました。そこでは、どのくらいの温度になるのだろうかとか、備わっている安全帯がどのように活用され、点検されているのだろうかとかを実際に伺ってきました。

そういった事故の未然防止のようなことも衛生委員会を通じてなされています。

働き方改革とは、時間の問題だけではなく、こうしたことがベースになっているのかと思いつながら先程の説明を聞いていた次第です。

そこで、4ページ目の2の方について、用務主事なのかわかにくいですが。前年度の指摘を受けて、資料作成をお願いいたします。

三田教育長)

先般の特別区教育長会において、東京都教育委員会からも働き方改革でそれぞれ重要な課題として提出されているものの中に、この衛生委員会の活動について、管理職の責任と権限において、しっかりとした環境整備に当たるようお願いしたいということで、働き方改革とあわせての取り組みの強化について要望が出されております。

こういった流れからいっても、樋口委員にご指摘いただいたことは、大変重要な視点だと受け止めておりました、今後の活動については、そうした関連事項をもって、一層に対応に努めたいと思います。

後半の4ページの2番のメンバーについて、どのような構成なのか、説明いただきたいと思っております。

庶務課長、どうぞ。

庶務課長)

こちらについては、区費雇用の職員として、学校事務の方も含まれており、それぞれについては、また確認してお伝えしたいと思います。

今後、働き方改革の一環としまして、様々な職種の方たちの環境を整えるという意味でも、きちんと受け止めて検討していきたいと考えてございます。

三田教育長)

指導課長、補足ありますか。

指導課長)

委員の方は、様々な立場の方たちで構成をしていただいております。

学校の中での教職員であったり、養護教諭であったり、あとは事務職員の方であったりと、校内全体でお勤めいただく方たちの、様々な視点から対応いただけるように委員会に参加いただき、進めているというような状況でございます。

三田教育長)

2番のところには「衛生について経験を有する職にある者」と書いてありますが、職名が書いていないため混乱が生じやすいですね。提出する際にはわかりやすい表記をお願いします。

どうぞ、指導課長。

指導課長)

次年度以降、お示しする際には、はっきりとわかるような資料の方を準備いたします。

先程、白倉委員の方からご質問をいただいた件についてです。

年10回程、職場巡視という形で、委員長と学校医と学校を回っているような状況でございます。また、年3回、教育委員会の方で事務局に、委員会を開催させていただいております。その中で巡視を踏まえた上でのご指摘等をいただいております。昨年度は、衛生に関して、健康面に関して、大きな問題として取り上げるようなことはございませんでした。

一方で、働き方改革等が進む中で、これから視点も変わっていくことが予想されます。そこも踏まえた上で、今年度のこの委員会を慎重な意見ということで扱ってまいりたいと思っております。

三田教育長)

衛生管理というのは、健康管理上の一番重要な基本的なことになるかと思えます。ワークライフバランスがいわれている中、この委員会の果たす役割が、きちんと学校や区全体の意見を反映したものになって、改善に向かえるようお願いしたいと思います。

この件についてはこれで終了したいと思います。宜しいですか。

(委員全員異議なし 第21号議案了承)

三田教育長)

では、メンバーの選任を決定いたします。どうぞ宜しくお願いいたします。

(9) 協議事項第1号 豊島区立学校教科用図書採択について

三田教育長)

続きまして、協議事項の第1号、豊島区立学校教科用図書の採択について、お願いいたします。

指導課長、どうぞ。

<指導課長 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりました。

教科書採択について、多岐にわたる内容の確認がございますので、一つ一つ区切りながら審議を進めたいと思います。

最初に、採択の要綱について、1ページから4ページまでございます。

第2条について、使用する前年度の8月31日までに採択を行うようにとのことであります。これに基づく予定が別紙で書かれておりますので、そちらもご確認ください。

続きまして、第6条の図書の調査・選定項目でございますが、内容の選択が多岐にわたります。3番目のその他（使用上の便宜）ということで、とりわけ今回は、ICT機器を使った電子教科書なるものもマスコミ等で話題になっております。そうしたものも含めて、この内容について調査、研究がされて、教育委員会に上がってくる情報として、是非検討していただきたいというふうに思います。

これらの内容構成、選定項目についていかがですか。

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

調査の内容について、デジタル化で様々なものが附随してあるとは思いますが、基本的にはペーパーベースの教科書を中心に調査を行うという認識で宜しいのでしょうか。

三田教育長)

指導課長、いかがですか。

指導課長)

従来通りあった教科書に、ICTを加えてということですので、採択の上は従来のペーパー上の教科書とお考えいただければと思います。

三田教育長)

採択前には、学校、調査部会、それから選定委員会、さらには学校に閲覧する場合も、そうした趣旨の徹底をお願いいたします。

マスコミではあたかも電子教科書と言っておりますが、本来は教科書採択には直接直結する問題ではないはずであります。

私どもが検討する際は、そうした背景は把握しながらも、子どもたちにとって内容の構成がどうなのかということ、また、学習指導要領が求めている課題について、どのような

観点から特色ある教科書になっているのかということ、きちんと議論して参ります。

指導課長、どうぞ。

指導課長)

新学習指導要領を踏まえた構成という同じ視点で様々な教科用図書を調査出来るよう、焦点を絞って提案し、進めていきたいと考えております。

三田教育長)

焦点を絞ることでそれ以外の多様性を排除するようなことはあってはいけないと思いますが、多角的な視点から学習指導要領が求めている重要な観点が、どのように構成されているかということは、一番関心のあり、そうした点を十分に議論されることを期待したいというふうに思います。

指導課長、どうぞ。

指導課長)

多角的な視点、そして、子どもたちの成長、育成に繋がるような視点から整理をしてまいりたいというふうに考えております。

三田教育長)

その他にも、豊島区固有のふるさと学習プログラム、がんや歯と口腔の衛生に関する条例に基づく保健の指導、骨密度調査、薬物乱用なども、一層生かせるように検討していただければと思います。

樋口委員。

樋口委員)

教科書採択事務要綱ですが、改正されたのが平成29年の5月10日ということで、新学習指導要領を踏まえていない段階でのものが継承されているというふうに見えてしまいます。

教科用図書の調査・選定項目のところで、「新学習指導要領の趣旨を踏まえ」というような文言を入れるというのも一つの手だとは思いますが、新しい学習指導要領で狙いとするところを踏まえた教科書作りになっているはずなので、それ受けた形に見えた方がいいのではと思ったところです。

三田教育長)

新学習指導要領を踏まえて教科書も出来ており、検討はそういった視点から行うが、規則だけは以前の名前というのは良くないですね。新学習指導要領の趣旨を踏まえて、この要綱は教科書採択に対する規則ということに基づいて行っているとわかるものであるべきです。例えば、改正が本日の日付で行われるというのであれば、そうした流れを踏まえているということですが、現状では乖離があるというご指摘ですね。

私は、そこは改めた方がいいと思います。

これは委員の先生方からもご意見いただきたいと思います。

いかがですか。藤原委員どうですか。どうぞ。

藤原委員)

私も、新しい学習指導要領の趣旨に則って、今回の教科書が作られているわけで、その教科書が検定を通過して、検定が通った教科書を、今後採択していくということになるわけですから、はっきりさせた方がいいと考えます。

三田教育長)

全体の概要については問題ないかと思いますが、趣旨のところと、それから改正の月日を本日の日付で確認して、改めるということを入るということを前提に修正ください。

どうぞ、指導課長。

指導課長)

新学習指導要領の告示が平成29年3月であり、そこを踏まえて、要綱も新学習指導要領の内容を踏まえてという視点で作成はしましたが、各委員の方からのご指摘もとてもありますので、新学習指導要領の趣旨を踏まえというような内容を入れて、改正の日を本日というところで対応を進めたいというふうに思っております。

三田教育長)

それから、藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

指導課長から、要綱を見直すというお話がありましたので、それを踏まえたと、例えば、第7条の4のカセットテープなど、もう使われていないような、そういった細かなところも精査していただき、これからの教育に何を掲げていったらいいのかというところも踏まえて、見直していただければというふうに思います。

三田教育長)

第7条でいつも問題になっているのは、余りにも教科用図書とする本の種類が多過ぎて、実際にこれ、全部使えるのかということだとか、それから、実際に上がってきたものが、もう絶版であったりして、採択時に修正をかけるというような事案がありました。

質も量も子どもたちの実態も踏まえて、選定委員会でやっていただきたい内容というものについて、書き方に改善の余地がないのかどうなのかどの程度検討されてきたのかも重要です。

そこを含めた見直しして、次回再度案件の提出をお願いいたします。

指導課長、どうぞ。

指導課長)

指導課として十分準備はしてきたつもりではありますが、不十分だったということも反省しております。委員の方々からご意見いただいたことを頂戴しまして、もう一度、精査をした上で、教育長決裁で対応をしていきたいと思っております。貴重なご意見を頂戴しまして、ありがとうございます。

三田教育長)

附則のところですが、29年度5月10日から施行すると書いてありますので、ここも

改正年月日と施行の附則のところもあわせて改めお願いいたします。

趣旨全体としては、問題ありませんが、今の点を正確に出してもらって追認するようになりたいと思います。

どうぞ、樋口委員。

樋口委員)

前の採択の全面変える際に、学校に教科書を巡回させての学校調査みたいなものは、豊島区はなさっていなかったというふうに認識しているのですが、このたびも同じなのでしょうか。

三田教育長)

指導課長、どうぞ。

指導課長)

今回も同じようなベースで進めようというふうに、今計画を立てているところでございます。

三田教育長)

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

そうすると、各先生方が、展示がしてある場所、センターや役所に来て、それを見ていただくというところになりますので、是非、それを学校の方に周知徹底していただき、多くの先生方に見て、ご意見等、お考え等、もしくはご感想等を寄せていただけるとありがたいと思います。

私どもは、毎年、必ずそれを読ませていただいております。先生方は、使い勝手の視点から見てどうなのかなという意見を読ませていただきたいと思いますので、是非、学校への周知徹底を宜しくお願いいたします。

三田教育長)

樋口委員からあった趣旨については、法定展示と特別展示についてはご案内をしております。ここ数年間の傾向で見ると、先生方が学校ごとにちゃんと日にちを決めて見ていただいているというふうに認識しております。しかし、学校ごとに若干格差があるのかもしれませんが、意見の集約についても、指導に携わる者として意見の集約がきちんとされて、そうしたものが教育委員会に反映されるということは、非常に大事なことだと思っております。

我々は、学校の先生方がいかに新しい教科書構成について関心を持って取り組もうとしているか、また、指導の改善と新しい指導への意欲を持っていただいているかを受け止めたうえで、先生と一体となってやっていく必要があるものと認識しております。周知徹底と改善については、宜しく申し上げます。

続いて、教科用図書採択に関する規則です。規則の内容で情報公開についての説明がありました。こちら、先ほどの要綱の指摘と同様、規則の設定日と附則の部分も含めて、これもきちんと全体を見直して、日にちを変えるべき箇所は修正をお願いいたします。

では、続きまして、ガイドラインについてのところに参ります。

日付のところは、新しく踏まえてということが必要になるかと思いますので、附則とあわせて、見直しをしていただければと思います。

内容については、第2項の適用範囲ということで、一昨年、業者との接触について指摘されるというようなケースもございましたので、これについては、十分反省をしながら改善してきたというふうに認識しております。これらについても、この機会に精査し、この趣旨を生かしていきたいと思います。

続きまして、9ページの日程については、そこにある通り、選定委員会、調査部会の取り扱いから始まって、最終の8月28日の臨時会、ここで採択を行うというプロセスがそこに示されております。

また、10ページ教科用図書採択事務の関係組織図構成ということで、これらは宜しいですか。

では、これらについては決定するものといいたします。

11ページの細目については、委員の構成と、そして見本本の展示について、特別展示と法定展示、さらには本庁舎における展示と、あわせて三重構造で展示をします旨ですね。時間について、前回までは時間も延長して、先生方が指導を終わってから来て、見る時間がとれるようにという配慮をされていたと思いますが、いかがでしょうか。

指導課長、どうぞ。

指導課長)

18時まで展示会場を開いて見ていただくようにしております。また、この期間中、様々な研修等で、各先生方がこの展示会場の近くにお寄りになる場合がございますので、そのときに会場でやっていますというご案内など周知徹底していきたいと思っております。

三田教育長)

宜しく申し上げます。

北川委員、どうぞ。

北川委員)

委員会の委員の構成について質問させていただきます。資料11ページ2番の項目の一番下のところが区立小・中学校保護者代表として2名というくくりになっております。ここは、特に小学校1名、中学校1名ではなく、どちらかから2名、偏った形で出ても構わないということなのでしょうか。

三田教育長)

指導課長、どうぞ。

指導課長)

私どもの中で、今想定しておりますのが、各小学校1名、中学校1名ということで考えております。

三田教育長)

宜しいですか。

北川委員、どうぞ。

北川委員)

その場合、そうしたら小学校保護者代表1名、中学校保護者代表1名という形にした方が宜しいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

三田教育長)

どうぞ、指導課長。

指導課長)

ご指摘の通りでございます。非常にわかりにくい表記をしましたので、そのような形でお示しするように気を付けたいと思います。

三田教育長)

では、訂正をしたものを、次回また出していただいて、確認させていただきようお願いたします。

他に内容でありますか。

また、細目、要綱、規則については、いつ提案されて、いつ決定したのかという、決定日を書いておいていただけますか。

それでは、いろいろご議論いただきまして、ありがとうございます。次回の教育委員会で、これは最終決定をしたいと思いますが、今確認して決定したものについては、抜き書きして、実際に移行していただければと思いますので、決定出来なかった要綱と規則、それからガイドラインの部分、それから採択の細目については、訂正したものを次回出してくださいということをお願いしたいと思いますが、よいでしょうか。

(委員全員異議なし 協議事項第1号了承)

三田教育長)

では、これで終了したいと思います。

(10) 報告事項第4号 平成31年4月1日現在 子どもスキップの状況について

三田教育長)

報告事項の第4号、平成31年度の4月1日現在、子どもスキップの状況について、お願いします。

放課後対策課長、どうぞ。

<放課後対策課長 資料説明>

三田教育長)

委員の方からご意見あれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

白倉委員、どうぞ。

白倉委員)

4学年になる途端に学童クラブの登録者数が少なくなる理由はなんでしょうか。塾などに行く人が多くなって、登録しなくなるということですか。

三田教育長)

はい、放課後対策課長。

放課後対策課長)

4年生になると、週4回以上6時まで学童クラブを使うことが必要だとか、条件が厳しくなるところであります。また、塾に行き出すだとか、成長の過程で高学年になったので、必要もだんだん低くなるだとか、そのような関係で、条例で入れる条件も厳しくしているというのがございます。

白倉委員)

了解しました。

三田教育長)

宜しいですか。

北川委員、どうぞ。

北川委員)

先日、入学式に出席しましたときに、子どもたちの卒園した幼稚園や保育園からの祝電が届いておりましたが、その際には圧倒的に保育園からが多く、こんなにも、いろいろなところからの保育園から子どもたちが小学校に上がってきているのだなという感想を持ちました。なので、今後、ますます子どもスキップの需要が増えてくるのではないかと考えております。

今回、他校からの学童クラブ登録者ということで、中には6名と多いスキップもありますので、他校の小学校との連携をきちんととっていただければなと考えております。

学童クラブの子たちに児童入退室のお知らせシステムを導入したと思いますが、昨年度1年間で何か問題とか、保護者の方からの意見がありましたら、教えていただけますか。

三田教育長)

放課後対策課長、どうぞ。

放課後対策課長)

入退室管理システムといいまして、入室、退室のときにピッとかざすとメールで保護者のところに、今、ここをピッとかざしましたと連絡がいくものであり、非常に好評でございます。

一般利用のスキップの方にはこれがなく、学童クラブのみの導入のため、わざわざ、そのサービスを受けたいがために学童クラブに入りたいという人もいるぐらい好評でございます。

一方、学童クラブを出てから家までの帰路、特に冬など暗い時期は、心配だというお声もあるのは事実です。なので、学童クラブを出てから以降、家に着くまでについてどのように安全確保するかというものが課題だというふうに認識しております。

三田教育長)

今の件の関連で、議論を出来ればと思っています。

保護者の方の、学童クラブに所属させてでもきちんと入退室のチェックをして、安全に子どもが帰ってきているかということを確認したいという、安全の欲求というのは、当然のものであります。

導入システムを拡大させることがいいのか、文科省が発表したように携帯を持たせることがいいのか、そういう議論を、PTAも含めて、していく必要があると思っています。

なので、北川委員からあったように、導入して1年間現状について広く情報を集めていただいたうえで、それらを今後発展させて、施策上、展開出来るのか、放課後対策だけに限定してもいいものなのかということも、議論して、検証していく必要があると思います。

子どもの安全・安心に関わることなので、大変これは注目していく必要があります。是非、発展的な視点も持ちながら、丁寧に集約していただければと思います。

他にございますか。

宜しいですか。

(委員全員異議なし 報告事項第4号了承)

三田教育長)

では、この件、終了したいと思います。

(11) 報告事項第5号 全国学力・学習状況調査等について

三田教育長)

続きまして、報告事項の第5号、全国学力・学習状況調査等について、お願いします。
指導課長、どうぞ。

<指導課長 資料説明>

三田教育長)

本区では庶務課のシステムの担当と各学校がきちんとタイアップして、事前授業の処理をきちんと出来たという報告であります。また、今後予定されている区の固有の学力調査についても、そこに示されている通りということでございます。

(委員全員異議なし 報告事項第5号了承)

三田教育長)

では、この件終了したいと思います。

この後は人事案件になりますので、傍聴はこれで終わりにしていただきたいと思います。
どうもありがとうございました。

<傍聴人退席>

三田教育長)

ここで5分間程休憩をとりたいと思います。

(11時20分 休憩)

(11時25分 再開)

三田教育長)

それでは再開いたします。

(12) 報告事項第6号 臨時職員(幼稚園指導員)の任免について

三田教育長)

報告事項第6号、臨時職員の任免についてお願いいたします。

学務課長、どうぞ。

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項第6号了承)

三田教育長)

では、この件終了したいと思います。

(13) 報告事項第7号 臨時職員(教育支援員)の任免について

三田教育長)

報告事項第7号、臨時職員の任免についてお願いいたします。

教育センター所長、どうぞ。

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項第7号了承)

三田教育長)

では、この件終了したいと思います。

本日の案件は、これで以上となります。

では、以上で、第4回教育委員会臨時会を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(午前11時55分 閉会)